

静 情 審 第 67 号
平成 19 年 2 月 20 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 18 年 7 月 14 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

産業廃棄物処分業許可申請書等の部分開示決定に対する異議申立て（第三者異議申立て）（諮問第 149 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が、特定の事業者に係る産業廃棄物処分業許可申請書及び当該不許可処分の通知について、その一部を開示するとした決定は妥当である。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 18 年 5 月 15 日、静岡県知事（以下「実施機関」という。）は、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、特定の事業者に係る「産業廃棄物処分業の許可申請の表紙（内容の概略）及び不許可処分通知」の開示請求を受け、同日、実施機関はこれを受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、特定の事業者に係る「平成 17 年 11 月 18 日付け静岡県知事あて提出した産業廃棄物処分業許可申請書のうち、申請書第 1～3 面及び中間処理施設の概要」及び「平成 18 年 5 月 8 日付け産業廃棄物処分業等の許可申請に対する不許可処分について（通知）」（以下これらを「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 本件公文書には特定の事業者に関する情報が含まれているため、実施機関は、平成 18 年 5 月 25 日、当該事業者に意見照会を行うとともに、開示請求者に開示決定等の期間延長を通知した。
- (4) 平成 18 年 6 月 5 日、実施機関は、当該事業者から反対意見書を受け付けた。
- (5) 平成 18 年 6 月 28 日、実施機関は、本件公文書のうち条例第 7 条第 2 号の個人情報に該当する部分を除き、その余を開示するとした部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示請求者に通知するとともに、反対意見書を提出した当該事業者の部分開示決定をした旨を通知した。
- (6) 平成 18 年 7 月 13 日、反対意見書を提出した当該事業者は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の全部を非開示とするとの決定を求めるものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 今回の問題となっている不許可処分の理由部分を開示しようとする点で不当である。つまり、当方は、その理由なるものが事実の裏付けがなく、不当なものとして、現在、行政不服審査を申し立てているが、この手続は行政手続の一環で非公開である。そのために、今の段階で、行政側の理由なるものが一方的に公開された場合、当方は、いわゆる風評被害を受け、市場その他の社会生活において、一方的に不利な立場に立つことが必定である。当方も、生活のために様々な事業を営んでいるが、それが風評被害を受ければ、職業選択遂行の自由、財産権、名誉権、平等権、ひいては生存権までも脅かされかねない。

したがって、行政不服審査の手続が尽きて、事態が行政事件訴訟等の司法手続に発展した段階では、双方の主張が公平に憲法上公開となるので、それまでの間、不許可処分理由部分の開示しないよう要望する。同様に、産業廃棄物処分業許可申請書のうち、申請書第1～3面及び中間処理施設の概要も開示しないよう要望する。

- (2) 「特に周辺住民等の利害関係人にとって、規制が確実に実施され生活環境の保全が図られているかを確認するために事業活動に関する情報の開示を求める必要性は大きく、同様の趣旨から、法においても、処理施設の維持管理記録の周辺住民等の利害関係人による閲覧等が制度化されている。なお、静岡県情報公開審査会においても、「処分業が周辺の生活環境等に悪影響を及ぼすおそれも否定できないものであることからすると、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して当該事業の業務内容を説明する責務がある。」と見解を示している。」には同意できる。

ただし、だからといって、現に係争中の事件について、一方の当事者の見解を先に公開・流布されて、それにより形成された一方的な偏見により風評被害を受けてよいものではない。

- (3) 許可取消処分に係る取消訴訟において、当方は、実施機関の主張に納得できなかったために、真摯に争ったものであり、それは憲法第32条により全ての国民に保障された人権（裁判を受ける権利）を行使しただけである。その結果、敗訴しそれを甘受した。それに対して、実施機関は、理由記3（当該訴訟の経過等）の5行目から7行目までの部分に記載された実施機関の「評価・意見」を示し、それを先に公開しようとしている。

しかし、歴史的な事実、当方の主張が裁判所により「理由がない」として受け容れられなかっただけである。今回の不許可処分について、当方は、現在、行政不服審査を請求している。したがって、その手続が尽きて、行政事件訴訟に発展した段階では、当方の主張も制度上（憲法第82条）公開法廷で明らかになるので、その段階に至ってから実施機関側の意見が公になることには異存はない。ただし、現時点で、前回の裁判の判決書の中に裁判所の判断として記載のない実施機関側の一方的な意見を今、先に公開・流布されたのでは、それが風評を形成し、当方の名誉を毀損し、競争上の地位を危うくしかねない。

- (4) 理由記5（不許可処分の法的根拠）については、条文が公のもので、処分業については、事業活動に関する情報について広く開示を行うことが社会的に要請されていることについては、異論はない。

しかし、今回の処分は、要するに、前回、当方が5年間の資格停止を甘受し、そういう意味ですでに責任を果たした過去の事実を繰り返し列挙することで、将来に向けた新たな欠格（永久失格）を行おうとするもので、法に照らして納得できるものではないため、当方は、不服審査請求で真剣に争っている。

したがって、今の段階で、一方的に実施機関側の主張のみが公開・流布されてしまったのでは、それにより形成された風評により、当方の名誉が毀損され、競争上の地位が害され、それは後に回復困難なものとなりかねない。

- (5) 産業廃棄物処分業等の許可申請に対する不許可処分と公文書部分開示決定がそれぞれ別個の法令上の根拠に基づいて行う行政行為であることは言わずもがなであるが、一つの社会、一つの法治国家の中で、一組の当事者に関する一つの事実に起因する処分である以上、両者が社会生活の中で矛盾・抵触してよいはずなどない。それこそ、典型的な縦割行政の弊害は除去・予防されなければならない。公権力の行使に納得しない国民が憲法上の権利を行使して真摯に争っている間に、単に訴訟の開始まで待つこともせず、その行政機関が一方的な情報開示を行うことにより、その国民に別途「風評被害」を与えてよいはずがない。それは、正義・公正・公平という法治行政・福祉行政、ひいては民主主義と人権保障という法の精神に反する。
- (6) 審査請求の結論が出ていれば開示請求されても構わないが、係争中であり、誤解を生じるようなことは当社のプラスにはならない。行政不服審査が終わって、行政事件訴訟が始まるまで待つてほしい。行政事件訴訟前に一方的に公開されてしまうことによって風評被害にあうのは困る。
- (7) 本件公文書中、不許可処分の理由記3（許可取消処分の取消訴訟の経過等）のうち5行目27文字目から7行目最後まで及び理由記5（当該不許可処分の法的根拠）を除く部分については争わない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 産業廃棄物処分業は現代社会において欠くべからざる事業であるものの、その運営の態様いかんによっては周辺の生活環境や自然環境に悪影響を与えうる事業であることから、許可制のもと厳格な規制が行われている。

具体的には、処分業を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない。産業廃棄物の処分を行うに当たっては、産業廃棄物処理基準に従った上で、処分内容を記録保存し、また処分内容を記載した産業廃棄物管理票を委託者に対して送付すること等が義務付けられている。さらに、こうした義務に違反した場合には、業務停止命令や改善命令の対象となるほか、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置命令の対象となるものとされている。

また、処分業の許可を受けるに当たっては、その者が事業を的確かつ継続して行うことができる施設や能力を有していることが必要であり、そのことを明らかにするため、許可申請書には事業の範囲、事業所及び事業場の所在地、事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、処理方式、構造及び設備の概要等を記載するほか、関係する書類及び図面を添付することが求められている。

さらに、施設や能力を有していることのほかにも、法に従った適正な事業の遂行を期待できない者として掲げられた、いわゆる欠格要件に該当しないことが必要とされている。

廃棄物の処理は、生活環境と公衆衛生に関わるものであり、公共的な性質を有する一方で、処分業者が十分な施設や能力を有しておらず、又は法に従って適正

に事業を行わない場合には、周辺的生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあり、現に一部の悪質な業者によって大規模な不法投棄等の不適正処理が行われ社会問題化している。こうしたことから、特に周辺住民等の利害関係人にとって、規制が確実に実施され、生活環境の保全が図られているかを確認するために事業活動に関する情報の開示を求める必要性は大きく、これらの情報を開示することは社会的にも要請されているといえる。同様の趣旨から、法においても、処理施設の維持管理記録の周辺住民等の利害関係人による閲覧等が制度化されている。

なお、静岡県情報公開審査会においても、「処分業が周辺的生活環境等に悪影響を及ぼすおそれも否定できないものであることからすると、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して当該事業の業務内容を説明する責務があるともいえる。」(平成16年11月24日付け静情審第45号)として、処分業に係る情報の開示を広く求める見解を示している。

(2) 条例第7条第3号(事業活動情報)の該当性について

ア 産業廃棄物処分業許可申請書のうち、申請書第1～3面及び中間処理施設の概要

(ア) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名、印影及び電話番号

当該情報のうち、申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名については、商業登記簿に記録されている事項であり、商業登記法第10条の規定に基づき、登記事項証明書により何人でも交付を請求することができる情報である。また、印影及び電話番号についても、公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認めすることはできず、これらの情報は、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

(イ) 事業の範囲、事務所及び事業場の所在地等

当該情報は、異議申立人の行おうとする事業の概要を示すものであるが、外形的な記載にとどまり、これらの情報から異議申立人の具体的な事業運営の内容が明らかになる蓋然性は低いと考えられ、また他の事業者についても事業の範囲等は「産業廃棄物処理業者一覧表」(静岡県環境森林部廃棄物リサイクル室作成)により広く一般に閲覧が可能とされているため、これらを公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認めすることはできず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

(ロ) 役員の氏名及び役職名、代表取締役の住所並びに発行済株式の総数

当該情報は、商業登記簿に記録されている事項であることから、公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認めすることはできず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

(ハ) 処理施設の種類、設置場所、設置年月日、設置許可年月日及び設置許可番号、廃棄物の種類(処理能力)、処理施設の処理方式及び設備の概要(保管施設の概要を含む。)並びに環境保全設備の概要

当該情報は、異議申立人が行おうとする事業について示すものであるが、記載された処理能力等をもとに実際にどのような事業運営を行うかは処分業者ごとに異なる上、当該部分の処理能力等の情報は外形的な記載にとどまっており、それらの情報から異議申立人の具体的な事業運営の内容が明らかになる蓋然性は低いと考えられる。

一方で、前述のとおり、処分業については、事業活動に関する情報について広く開示を行うことが社会的に要請されているのであり、こうしたことを踏まえると、当該情報を公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認めすることはできず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

イ 産業廃棄物処分業等の許可申請に対する不許可処分について（通知）

(ア) 通知先の住所及び名称

当該情報は、商業登記簿に記録されている事項であることから、公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認めすることはできず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

(イ) 不許可処分とした旨

当該情報は、異議申立人に対して不許可処分がなされたことを示すものであるが、前述のとおり、処分業については、事業活動に関する情報について広く開示を行うことが社会的に要請されているのであり、こうしたことを踏まえると、当該情報を公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認めすることはできず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

(ウ) 不許可処分の理由

a 理由記1（産業廃棄物処理業等の許可の状況、行政処分の状況等）

記1の内容については、公の裁判の場において既に明らかにされ、裁判所が認めている事実である。訴訟記録は民事訴訟法第91条の規定により何人でも閲覧できるとされている。

また、訴訟の判決の概要は、判決当時、新聞によって報道がなされており、異議申立人が法に違反する行為を行ったことや、産業廃棄物処理業等の許可取消処分を受けたこと等は既に公になっている。

したがって、当該情報を公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認めすることはできず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

b 理由記3（許可取消処分の取消訴訟の経過等）

記3の内容のうち、1行目最初から5行目26文字目までの部分は、訴訟の経過に関する情報である。訴訟記録は何人でも閲覧できることから、

当該情報を公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認めすることはできず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

5行目27文字目から7行目最後まで部分については、公の裁判の場において既に明らかにされている。加えて、訴訟記録は何人でも閲覧できることから、当該情報を公にしたとしても、同社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認めすることはできず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

c 理由記4（代表取締役に関する事項等）

記4の内容のうち、1行目最初から20文字目までの部分については、上記a及びbと同様、訴訟記録により明らかであることから、当該情報を公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認めすることはできず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

次に、1行目21文字目から2行目30文字目までの部分については、商業登記簿に記録されている事項であることから、公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認めすることはできず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

また、2行目31文字目から3行目最後まで部分のうち、非開示部分を除く部分については、異議申立人が株式会社であることから当然明らかな情報であり、公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認めすることはできず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

d 理由記5（当該不許可処分の法的根拠）

当該情報は、当該不許可処分を行う法的根拠を示したものである。

根拠条文自体は、公になっていること、当該根拠条文に該当するとの判断の元となった理由記1から4のうち非開示部分を除く部分については、上記aからcのとおり条例第7条第3号には該当しないと考えられること、また、前述のとおり、処分業については、事業活動に関する情報について広く開示を行うことが社会的に要請されていることにかんがみると、当該情報を公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認めすることはできず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

(I) 教示事項

当該情報は、当該処分に対する行政不服審査法上の手続等について説明し

- たものであり、条例第7条第3号ア及びイに該当しないことは明らかである。
- (3) 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について
産業廃棄物処分業許可申請書中の、役員の氏名及び代表取締役の住所については、個人に関する情報であるが、商業登記簿に記録されている事項であり、条例第7条第2号ただし書アに該当する。
- (4) 条例第7条第2号及び第3号以外の各号の該当性について
開示とした部分は、条例第7条第2号及び第3号以外の同条各号のいずれにも該当しないことは明らかである。
- (5) 異議申立人による産業廃棄物処分業等の不許可処分に対する行政不服審査と今回の公文書部分開示決定との関係について
産業廃棄物処分業等の許可申請に対する不許可処分と公文書部分開示決定については、それぞれ別個の法令上の根拠に基づいて行う行政行為であることから、これらを一体として評価、判断したり、一方の違法、不当が当然に他方の違法をもたらすという関係にはない。
したがって、今回の公文書部分開示決定については、異議申立人による産業廃棄物処分業等の不許可処分に対する行政不服審査とは切り離して判断すべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容

本件公文書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、異議申立人が実施機関へ提出した産業廃棄物処分業許可申請書及び同法第14条第10項及び第14条の4第10項の規定に基づき、当該申請を不許可処分とした旨を通知した文書であり、そのうち異議申立ての対象となっているのは以下の情報である。

ア 産業廃棄物処分業許可申請書のうち、申請書第1～3面及び中間処理施設の概要

- (ア) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名、印影及び電話番号
- (イ) 事業の範囲、事務所及び事業場の所在地等
- (ウ) 役員の氏名及び役職名、代表取締役の住所並びに発行済株式の総数
- (エ) 処理施設の種類、設置場所、設置年月日、設置許可年月日及び設置許可番号、廃棄物の種類（処理能力）、処理施設の処理方式及び設備の概要（保管施設の概要を含む。）並びに環境保全設備の概要

イ 産業廃棄物処分業等の許可申請に対する不許可処分について（通知）

- (ア) 通知先の住所及び名称
- (イ) 不許可処分とした旨
- (ウ) 不許可処分の理由
 - a 理由記1（産業廃棄物処理業等の許可の状況、行政処分の状況等）
 - b 理由記3（許可取消処分の取消訴訟の経過等）

- c 理由記4（代表取締役に関する事項等）
- d 理由記5（当該不許可処分の法的根拠）

(I) 教示事項

なお、異議申立人の意見書において、本件公文書のうち、不許可処分の理由記3（許可取消処分の取消訴訟の経過等）中5行目27文字目から7行目最後まで及び理由記5（当該不許可処分の法的根拠）については、現在、行政不服審査を申し立てている段階で公開された場合、形成された風評により、異議申立人の名誉が毀損され、競争上の地位が害されると主張する一方、当該部分を除く部分については争わないと述べているため、当審査会は、不許可処分の理由記3（許可取消処分の取消訴訟の経過等）中5行目27文字目から7行目最後まで及び理由記5（当該不許可処分の法的根拠）が条例第7条第3号に該当するか判断する。

(2) 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。

(3) 産業廃棄物処分業等の許可申請に対する不許可処分について

当該公文書は、行政手続法第8条の規定に基づき、申請に対する拒否処分を行うため、実施機関が異議申立人に通知した文書である。

申請に対する拒否処分を行う場合は、申請者の側で不服申立てや訴訟の可否を見定め、有効な反論・反証を準備するために、又は、申請内容の変更の要否を判断するために、理由の付記が義務付けられる必要があり、行政庁にとっても処分が公正な判断の下に慎重に行われ、恣意が抑制されるという意義を有している。

なお、申請者が拒否理由を明確に認識しうるものでなければならぬため、当該処分の根拠条文だけでは一般的に不十分であり、それに加えて当該事案の事実関係に即して行政庁が拒否要件に該当すると認定した事実を示すことが必要とされている。

(4) 不許可処分の理由記3（許可取消処分の取消訴訟の経過等）及び不許可処分の理由記5（当該不許可処分の法的根拠）について

理由記5は、実施機関が異議申立人に対して不許可処分を行った根拠、すなわち、実施機関が適用した廃棄物処理法の該当条項とその内容が記述されている。

理由記3は、当該条項を適用するに至った理由の一つとして、許可取消処分を争って異議申立人が起こした訴訟の経過等が記述されている。

異議申立人は、理由記3のうち5行目27文字目から7行目最後まで部分については、実施機関側の一方的な評価・意見であること、また、当該部分及び理由記5については、現在、不許可処分に係る行政不服審査を請求している時点で、

それらを先に公開・流布されれば、それが風評を形成し、異議申立人の名誉を毀損し、競争上の地位を害し、後に回復が困難なものとなりかねないと主張する。

しかし、本来、県が行った不許可処分の根拠や理由というものは、異議申立人が指摘するように、県の「一方的な評価・意見である」がゆえに、県の判断が公正であるのか、恣意的でないかを検討する機会を設けるため、県民にも明らかにすることが求められ、また、産業廃棄物処分業が周辺的生活環境等に悪影響を及ぼすおそれも否定できないものであることから、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して当該事業内容を説明する責務があるといえ、情報公開制度のうえで原則として開示すべき事柄である。

本件において、当該根拠や理由は、異議申立人の経営上のノウハウや秘密を記載したのではなく、公にしても、これがゆえに風評を形成し、異議申立人の名誉を毀損し、競争上の地位を害し、後に回復が困難な事態を生ぜしめるとは認められない。また、これを公にすることにより、当該産業廃棄物処分業の許可に反対する地元の住民運動を助長するおそれがあるとしても、産業廃棄物処分業に関する情報を周辺住民に開示する必要性を上回るほどに、異議申立人の利益を侵害するとは認められない。

したがって、当該部分は、公にしても異議申立人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第3号アに該当しない。また、同号イにも該当しないことは明らかである。

なお、行政不服審査請求中であるからといって、直ちに条例第7条第3号に該当することにはならない。行政不服審査法には情報公開法の適用を除外する規定はなく、関係文書を非公開とする旨の規定も特段設けていない。条例第7条第3号の該当性は、別途行政不服審査が行われているか否かに関わらず、公にした場合に当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかを基準に判断するものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 18 年 7 月 14 日	諮問を受け付けた。	
平成 18 年 8 月 9 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 8 月 28 日	審議、第二部会へ付託	第 188 回
平成 18 年 9 月 11 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 9 月 22 日	第二部会において審議	第 189 回
平成 18 年 10 月 30 日	第二部会において審議 異議申立人の意見陳述を聴取	第 190 回
平成 18 年 11 月 21 日	第二部会において審議	第 191 回
平成 18 年 12 月 26 日	第二部会において審議	第 192 回
平成 19 年 1 月 22 日	第二部会において審議	第 193 回
平成 19 年 2 月 20 日	第二部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 194 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 188 回、第 194 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 188 回、第 194 回
小 野 森 男	弁護士	第 188 回、第 194 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 188 回～第 194 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 188 回～第 194 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 188 回～第 194 回